



2022年3月1日

各 位

会 社 名 株式会社 宮崎太陽銀行  
代表者名 取締役頭取 林田 洋二  
(コード番号 8560 福証)  
問合せ先 取締役総合企画部長 上野 哲弘  
(TEL 0985-24-2111)

### 第三者割当による第1回B種優先株式発行に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、第三者割当により当行第1回B種優先株式を発行（以下「本件第三者割当」といいます。）することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件第三者割当につきましては、2021年6月24日開催の定時株主総会並びに同日開催の普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会において、本件第三者割当に必要な定款変更に係る議案が承認されております。

### 記

#### 1. 第1回B種優先株式の概要

(1) 払込期日	2022年3月31日（木）
(2) 発行新株式数	600,000株（上限）
(3) 発行価額	1株につき10,000円
(4) 調達資金の額	6,000,000,000円（上限）
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。 割当予定先につきましては、決定次第、速やかに開示いたします。 なお、割当予定先は2022年3月2日（水）に決定する予定です。
(6) その他	詳細は別紙（株式会社宮崎太陽銀行第1回B種優先株式発行要項）をご覧ください。  第1回B種優先株式は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。  第1回B種優先株式の配当につき、非累積・非参加条項を定めております。  全ての事項につき株主総会の議決権はありません。  2029年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」といいます。）が到来したときは、金銭を対価として当行が第1回B種優先株式の全部又は一部を取得できる旨の取得条項が付されています。  また、2032年4月1日に、普通株式を対価として当行が当該期日に残存する第1回B種優先株式の全てを取得する（以下「一斉取得」といいます。）旨の取得条項が付されています。  上記各号については、本件第三者割当に係る金融商品取引法に基づく

届出が効力発生していることを条件としております。
--------------------------

(注) 発行株式数及び調達資金の額は、2022年3月2日(水)に最終的に決定される予定です。

## 2. 募集の目的及び理由

当行は、「日進月歩の伸展」「地域社会の繁栄」「生活文化の向上」を経営理念に掲げ、常にお客さま第一主義に徹し、地域とともに歩み、地域経済発展のお役に立つ銀行を目指して業務活動を展開しております。かかる経営理念に基づく業務活動を推進していくうえにおいては、内部留保の蓄積に努めるとともに、バーゼルⅢ国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保することによって、安定的な収益基盤の強化と地域社会への持続的な貢献を続けていくことが必要と考えております。

当行のように国内業務のみを営む銀行等(国内基準行)の単体自己資本比率の最低所要水準(注1)は4%である一方、当行の単体自己資本比率は9.66%(2021年12月31日時点)と当該水準を十分に上回っておりますが、この水準を維持し、さらに高めていくことが、当行の安定的な収益基盤の強化と地域社会への持続的な貢献にとって必要であると考え、単体自己資本比率を維持・向上させる方策を検討しております。

かかる背景の下、当行は、その全額をコア資本(注2)に算入可能であるという商品性を有している第1回B種優先株式を第三者割当の方法により発行することが適切であると判断いたしました。

当行は、既に発行しているA種優先株式の償還による公的資金の早期完済を目指しておりますが、将来的な公的資金の完済を見据えたとしても、本件第三者割当により、当行の単体自己資本比率の維持・向上を図ることができると考えております。

さらに、下記「3.(2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載のとおり、本件第三者割当による手取金(約59億円(上限))については、運転資金として貸出金に充当する予定であり、これにより、コロナ禍において、さらにお取引先への経営支援の深掘りを行い、経営支援の過程で発生する資金ニーズに 대응していくことで、地域社会において継続的かつ円滑に金融仲介機能を発揮し、地域経済をしっかり支えていくという地域金融機関としての使命を果たすことができると考えております。

上記に加えて、資金調達方法の選択という観点からは、本件第三者割当により調達が必要となる金額に鑑みると、当行株主構成への影響、さらには希薄化に伴う既存株主の権利等への影響を可及的に回避するために、即時の議決権の希薄化を伴う普通株式の公募増資等ではなく、株主総会における議決権を有しない第1回B種優先株式の第三者割当が資金調達方法として適当であると判断したものであります。この点について、第1回B種優先株式は普通株式を対価とする取得条項が付与された議決権のない転換型優先株式であります。第1回B種優先株式に係る一斉取得日は、発行から約10年後に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません。また、第1回B種優先株式は、発行から約7年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、第1回B種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じません。当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、当該行使可能日以降、金銭を対価とする第1回B種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。

以上のように総合的に検討した結果、当行は第1回B種優先株式の第三者割当を選択したものであります。

(注1) 自己資本比率に関して、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)(以下「銀行告示」といいます。)が定められており、国内基準行については銀行告示第37条において単体自己資本比率の最低水準が規定されております。

(注2) 「コア資本」とは、金融機関の経営の安定度を測る指標の一つで、普通株式及び普通株式へ強制的に転換される条項の付いた優先株式並びに内部留保で構成されます。国内基準行では自己資本への算入が認められるのはコア資本のみとされております。

## 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)(予定)

払込金額の総額

6,000,000,000円(上限)

発行諸費用の概算額	44,000,000円
差引手取概算額	5,956,000,000円（上限）

※ 払込金額の総額は、本件第三者割当により第1回B種優先株式に係る発行新株式数の上限である600,000株が発行された場合の額であり、払込金額の総額は2022年3月2日（水）に最終的に決定される予定です。

発行諸費用の概算額は、登録免許税、第1回B種優先株式の価値算定費用、弁護士費用等を見込んでおります。

発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

#### （2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

第1回B種優先株式の発行により調達した差引手取概算額上限5,956,000,000円については、払込期日以降に貸出金に充当する予定であり、これにより、コロナ禍において、さらにお取引先への経営支援の深掘りを行い、経営支援の過程で発生する資金ニーズに応じていくことで、地域社会において継続的かつ円滑に金融仲介機能を発揮し、地域経済をしっかりと支えていくという地域金融機関としての使命を果たすことができると考えております。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、第1回B種優先株式はその全額をコア資本として算入できる要件を満たしております。

また、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本件第三者割当による手取金約59億円による資本の一段の上積みにより、既に発行しているA種優先株式の償還による公的資金の将来的な完済を見据えたとしても、当行の単体自己資本比率（バーゼルⅢ国内基準）の安定的な維持・向上を図ることができます。

さらに、上記「3.（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、当該手取金約59億円については、貸出金に充当する予定であり、これにより、コロナ禍において、さらにお取引先への経営支援の深掘りを行い、経営支援の過程で発生する資金ニーズに応じていくことで、地域社会において継続的かつ円滑に金融仲介機能を発揮し、地域経済をしっかりと支えていくという地域金融機関としての使命を果たすことができると考えております。

このように、本件第三者割当によって、自己資本の増強及び財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上に資するものであること、さらには上述した地域金融機関としての責務を果たすことができることから、資金使途について十分な合理性があるものと判断いたしました。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当行は、第1回B種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行から独立した第三者算定機関であり、金融機関による同種の第三者割当における外部算定機関として実績が豊富である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「独立算定機関」といいます。）に第1回B種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。独立算定機関は、一定の前提に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルであり、第1回B種優先株式の権利内容を検討し、その主要な特徴を反映した評価額を算定し得るモデルである二項格子モデルを用いて第1回B種優先株式の価値算定を実施し、本日付で、当行は第1回B種優先株式の理論価値に係る株式価値算定書を取得しております。

当行は、上記株式価値算定書における前提条件及びその評価手続について不合理な点は特にないことを認識しており、払込金額の決定にあたっては、上記株式価値算定書における第1回B種優先株式の理論価値のレンジである1株当たり9,751円～10,022円を参考にしておりますが、当該株式価値算定書における第1回B種優先株式の評価に留まらず、これに加えて、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上、金10,000円を第1回B種優先株式の1株当たりの払込金額とすることを決定しております。かかる払込金額は、上記株式価値算定

書における理論価値と同水準であり当行としては第1回B種優先株式の発行条件及び払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、本件第三者割当の発行決議に際して、当行は、当行監査等委員会に対して、本件第三者割当における払込金額が割当を受ける者に「特に有利な金額」に該当するかという点について意見を求めました。その結果、当行監査等委員会より、上記株式価値算定書の内容並びに当行取締役会から提出された資料、報告及び説明に照らして、本件第三者割当における払込金額が割当を受ける者に特に有利な金額には当たらないと解するのが相当である、との意見が表明されています。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当行は、第1回B種優先株式を600,000株発行することにより、総額60億円(上限)を調達いたしますが、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、既に発行しているA種優先株式の償還による公的資金の早期完済を目指す中で、本件第三者割当は当行の自己資本の維持・充実を目的としており、そのために必要となる調達金額であること、また、前述の資金使途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、第1回B種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、第1回B種優先株式は、普通株式を対価とする取得条項(一斉取得条項)が付与された議決権のない転換型優先株式であります。第1回B種優先株式に係る一斉取得日は、発行から約10年後に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません(第1回B種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)は付されていません)。当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、2029年4月1日以降、金銭を対価とする第1回B種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。もともと、仮に当該一斉取得条項が行使された場合には、当行は第1回B種優先株式の取得と引換えに、取得の対象となった第1回B種優先株式の数に第1回B種優先株式の払込金額相当額(1株当たり10,000円)を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付することとなります。一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)となりますが、下限取得価額を下限とします。下限取得価額は475円であり、これは本件第三者割当の発行決議日の前営業日の当行普通株式の終値の約50%を基礎として設定された金額となります。かかる下限取得価額の設定は、他の地方銀行における同種の強制転換型優先株式の商品性の設計や、後述するように、下限取得価額で普通株式に転換された場合における当行における希薄化の規模等を総合的に勘案して決定しております。

そして、本件第三者割当により第1回B種優先株式に係る発行新株式数の上限である600,000株が発行され、かつ、発行される第1回B種優先株式の全部について、下限取得価額である475円により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、第1回B種優先株式の最大の希薄化率(本件第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権52,538個に対する第1回B種優先株式600,000株が下限取得価額475円により普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数126,315個の比率)は約240.4%となります。

しかしながら、前述した通り、(i)第1回B種優先株式に係る一斉取得日は発行から約10年後に設定されており、また、転換請求権は付されていないため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはないこと、(ii)普通株式を対価とする一斉取得条項には下限取得価額が設定されており、一斉取得条項が行使された場合でも、普通株式に係る希薄化には上限があること、(iii)発行から約7年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、第1回B種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じないこと、(iv)当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、2029年4月1日以降、金銭を対価とする第1回B種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えていることからすれば、希薄化によって既存株主に生じ得る影響は限定的と考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

本件第三者割当においては、当行の地元の取引先等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当行は有価証券届

出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしましたので、割当予定先及び各割当予定先の割当株式数については、本日時点では未定となっております。

今後、割当予定先が決定次第、速やかに開示いたします。なお、当行による依頼及び割当予定先との間の交渉等を経て、割当予定先は2022年3月2日（水）に決定する予定です。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 普通株式

募集前（2021年9月30日現在）	募集後
宮崎太陽銀行従業員持株会 4.48%	同左
株式会社西日本シティ銀行 3.56%	
株式会社日本カストディ銀行（信託口4） 3.30%	
東京海上日動火災保険株式会社 3.28%	
A I G損害保険株式会社 3.05%	
株式会社福岡中央銀行 2.64%	
株式会社福岡銀行 2.31%	
株式会社南日本銀行 2.28%	
株式会社豊和銀行 2.21%	
株式会社宮崎銀行 2.01%	

### (2) A種優先株式

募集前	募集後
株式会社整理回収機構 100.00%	同左

### (3) 第1回B種優先株式

募集前	募集後
該当なし	未定

## 8. 今後の見通し

本件第三者割当による業績に与える直接的な影響はございません。本件第三者割当を実施することにより、当行は自己資本の増強及び財務基盤の強化を実現し、将来の事業展開に備え安定的な収益基盤を向上

させるとともに、企業価値の向上を図ることができると考えております。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当における希薄化率が25%以上となり、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要します。

当行は、2021年6月24日開催の定時株主総会並びに同日開催の普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会において第1回B種優先株式に係る授権枠設定等について承認されていることから既存株主による一定の理解を得ていること、本件第三者割当による資金調達について、普通株式の発行と異なり、直ちに普通株式に係る希薄化が生じるものではないこと、また、前述したとおり、第1回B種優先株式の調達金額に合理性があることに鑑みると、本件第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴い相当のコストを要することから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した者による本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当行は、経営者から一定程度独立した者として、当行社外取締役監査等委員である郷俊介氏、井上敬雄氏及び保田昌秀氏の3名に対して、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求めました。その結果、当該当行社外取締役監査等委員3名より、本件第三者割当は、資金調達の必要性が認められ、他の資金調達手段との比較及び発行条件について相当性を有し、本件第三者割当が地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要なものであり、また、第1回B種優先株式の発行条件に関しては、第1回B種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、かつ公正性を期すために取得した株式価値算定書を考慮した上で決定していること等から妥当であると評価できる、との意見が本日付で表明されています。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
経常収益（百万円）	14,663	14,204	13,912
経常利益（百万円）	1,533	1,452	1,640
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,041	1,066	1,242
1株当たり当期純利益金額（円）	167.71	172.49	205.58
1株当たり配当金（円）	普通株式 50.00 A種優先株式 59.30	普通株式 50.00 A種優先株式 59.30	普通株式 50.00 A種優先株式 59.80
1株当たり純資産額（円）	6,221.32	5,705.83	6,648.61

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2021年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 5,342,444株 A種優先株式 2,600,000株	100.00% — (注1)
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	A種優先株式 11,504,424株 (注2)	215.34%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	A種優先株式 11,504,424株 (注3)	215.34%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注1) A種優先株式は議決権を有しないため、発行済株式数に対する比率は記載していません。

(注2) 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数につき、A種優先株式に係る転換価額（行使価額）は1,130円として計算しております。

(注3) 下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数につき、A種優先株式に係る転換価額（行使価額）は1,130円として計算しております。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始 値	1,669	1,450	919
高 値	1,685	1,450	1,080
安 値	1,310	900	829
終 値	1,420	920	1,005

②最近6ヶ月間の状況

	2021年 9月	2021年 10月	2021年 11月	2021年 12月	2022年 1月	2022年 2月
始 値	954	968	962	936	950	944
高 値	998	985	975	972	966	980
安 値	951	950	936	915	931	943
終 値	972	962	936	950	944	949

③発行決議日前営業日における株価

	2022年2月28日
始 値	950円
高 値	950円
安 値	948円
終 値	949円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

本件に関するお問合せ先：  
総合企画部 両角、大崎  
( TEL 0985-60-6270 )

別紙

株式会社宮崎太陽銀行  
第1回B種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社宮崎太陽銀行第1回B種優先株式（以下「第1回B種優先株式」という。）
2. 募集株式の数（上限）  
600,000株
3. 募集株式の払込金額  
1株につき10,000円（総額（上限）金6,000,000,000円）
4. 増加する資本金の額  
1株につき5,000円（総額（上限）金3,000,000,000円）
5. 増加する資本準備金の額  
1株につき5,000円（総額（上限）金3,000,000,000円）
6. 発行方法  
第三者割当の方法による。
7. 申込期間  
2022年3月18日（金曜日）から2022年3月30日（水曜日）まで
8. 払込期日  
2022年3月31日（木曜日）
9. 第1回B種優先配当金

（1）第1回B種優先配当金

当行は定款第35条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回B種優先株式を有する株主（以下「第1回B種優先株主」という。）または第1回B種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回B種優先株式1株につき、第1回B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に年率1.75%を乗じて算出した額の金銭（2022年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は、年率1.75%に基づき払込期日（同日を含む。）から2022年3月31日（同日を含む。）までの間の日数につき1年を365日とする日割計算により算出される額とし、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「第1回B種優先配当金」という。）の配当をする。また、当該基準日の属する事業年度において第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対して第10項に定める第1回B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

（2）非累積条項

ある事業年度において第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額の合計額が第1回B種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。



(3) 非参加条項

第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対しては、第1回B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. 第1回B種優先中間配当金

当行は、定款第36条に定める中間配当をするときには、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回B種優先株式1株につき、第1回B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第1回B種優先中間配当金」という。）を支払う。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回B種優先株式1株につき、第1回B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第1回B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回B種優先配当金相当額

第1回B種優先株式1株当たりの経過第1回B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回B種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対して第1回B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

第1回B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

13. 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、第1回B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2029年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第1回B種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回B種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回B種優先株式の一部を取得



対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下、本 (iii)、下記 (iv) および (v) 並びに下記ハ. (iv) において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記 (iii) または (iv) による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本 (v) による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ. (i) ないし (vi) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ.

(i) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日まで（当該適用する日の前日を含む。）の直近5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、当該適用する日の前日が取引日ではない場合は、当該適用する日の前日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(3)に準じて調整する。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i) ないし (iii) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii) および (vi) の場合には0円、上記イ. (iii) ないし (v) の場合には価額（ただし、(iv) の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ. (iii) ないし (v) および上記ハ. (iv) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (v) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (i) ないし (iii) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i) ないし (iii) の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1回B種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1回B種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

17. 譲渡制限

第1回B種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。

18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

19. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上